

第一編・第二編と合わせる

第三編

日本の歴史改編

そしてその後

〔推古朝と現代〕

第六十九章 第三期二朝時代

天上国の推古天皇・日辺日本国の等与刀弥々大王

敏達天皇の皇后は、姿色端麗・容貌壯麗

拳措にあやまちがなく、聰く叡智しかつ

た。(神功皇后摂政前紀) 推古天皇即位前紀

参照

群臣は、敏達天皇の皇后である豊御食炊屋

姫尊(幼名は額田部皇女)に皇位をつかれ

し。皇后はお受けにならなかつた

百寮が上表し、なおもおすすめしたので、

三度目にりたつてようやく、皇后は承諾された

皇后豊御食炊屋姫尊に奉つた。

ここにいう天皇の璽印とは、継体天皇

即位以来、西の天上の国に代々伝わる鏡

と、剣を指してりるのであろう。

鏡と剣を指してりるのであろう。



45年・1993年  
593年  
1400年

3573<sup>P</sup>-1/3 押坂紀下138<sup>P</sup>4行

3581<sup>P</sup>-1/3

3514<sup>P</sup>-1/2 心礎  
紀下173<sup>P</sup>注18,19  
3517<sup>P</sup>45の字は 大和の心礎

推古元年（五九三）一月十五日、仏舎利  
 を法興寺の仏塔の中心の柱の心礎の中に安置  
 した。十六日に、中心の柱を建てた。  
 さて、推古紀元年四月十日条に、  
 立てい。

立、厩戸豊聰耳皇子、為皇太子。仍録攝政  
 以萬機。悉委焉。（紀）

太子とす。仍りて録攝政らむ。萬機を以  
 て悉に委ぬ。

西の国の皇太子を、押坂彦人大兄皇子（敏  
 達）天皇の皇子、舒明天皇の父とされ、  
 東の国の皇太子として、厩戸豊聰耳皇子を  
 立て、東の日辺日本国には天皇がお  
 いでにならなないので録攝政らしめ、東の  
 国の萬機を以て悉に委ねられた。  
 といふ意。

なお、押坂彦人大兄皇子について、

心礎の遺骨



3,573<sup>P</sup>-3/3

こと 3572<sup>7</sup>/<sub>9</sub> 遠い  
99

東の皇太子は、西の朝廷が決め  
可能性があ

HL

また、雄略天皇の遺詔によって実現するこ

とにた。第一期二朝時代、そして続く

第二期二朝時代に於いても、当然

の如く、いかなる慣例的

に相違ない。西と東の朝廷がそれぞれ一人の太子を立てた

ともあれ、二朝時代当時

△二人の太子を立てる

ということは、すなわち珍しくなかつたのだ

ろう。

\*

なお、<sup>うまやとのとよとみのみこ</sup>厩戸豊聰耳皇太子は、東の日辺日本國

に於いて、

孝元天皇薨去後の荒人だん

混乱状態に陥っている民衆に平安と秩序を

たらさされた

と推測される。

\*

続後(神)②-19  
「二品志貴親王(亮)とあり。」

紀F159↑

3,574<sup>P</sup> - 1/4

③3500<sup>P</sup> - 3/2

③3500<sup>P</sup> - 3/2

③3573<sup>P</sup>  
- 3/3  
2行  
10行

均等  
ひつぎのみこみひとのみこ  
太子房人皇子 (押坂房人大兄皇子)

その月、後代の天皇にとって直系の

先祖に当る「押坂房人大兄皇子」(敏達天皇の皇子、舒明天皇の父)についで、

用明紀二年(五八七)四月条を最後に「その月以降」全く述べられていない。

第六十七章「中臣氏(本家筋)の滅亡」の項において既述)

ただ単に、押坂房人大兄皇子に係わる「記すべき事柄」が無かった。

というだけのことだ。どうだろうか。

その後も、用明二年四月以後のあまり遅くない時に、おこくになりになったのであろうか。

しかしながら、後代の天皇の直系の祖先である押坂房人大兄皇子の崩御の年(記す)も記されていない。

これは、極めて異常である。

「日本書紀」(F)日本古典文学大系、山崎書店、二六頁(注三参照)

(\*)

左の3072  
田村皇子紀下216<sup>p</sup>末3行。

③3827-1/2 3,574<sup>p</sup>-2/4

641<sup>p</sup>49<sup>p</sup>  
紀下216<sup>p</sup> -593 1  
④4256<sup>p</sup> ③3556<sup>p</sup>48 48

存命<sup>命</sup>1324<sup>p</sup>  
③3500-1/2 推古皇子  
④3513<sup>p</sup>

■なるほど、史書はその真相を語ろうと  
なりか、  
なかに恐らく、

△押坂房人大兄皇子は、用明二年(五八七)  
以降も、長らく御存命であつたのだらう

と拝察される。

■押坂房人大兄皇子の子である舒明天皇は、

舒明十三年(六四一)に崩御されたといい、

本朝皇胤紹運録・一代要記・神皇正統記の

扶桑略記等に崩年四十九とあつて一定している。

(「日本書紀」日本古典文学大系、岩波書店

二三五頁、注十四。他参照)

■とすれば、逆算すると、

△舒明天皇(押坂房人大兄皇子の子)は、

推古元年(五九三)に出生された

ということになる。第一巻末尾の年表(五九三年)参照

■つまり、推古元年当時、

△父である押坂房人大兄皇子は御存命であ

つて、生れた男の子(田村皇子、後

の舒明天皇)を、口我が子であるとお認め

になつた

と解される。

云々1711P  
認知 嫡出でない子について  
田村皇子 紀下216°注1

3.574-3/4

記(崇峻 記(皇)43P  
220°

因みに述べる(と)

なあん(古事記) 三貴子の誕生(条に)

伊耶那伎命はいたく歎喜び(吾は子を)

の貴き子得たり(私の子を)

た(仰せら)

と仰せら(古事記) 三貴子の誕生(条参照)

すなわち、伊耶那伎命は男神であるにもか

わらず、自ら子を(生む)と言っている。

・これは、

「子の認知は父がするものである」と

いう。前提があつたことを意味している、と

いう。古事記(新潮社、四三頁注一〇参

照) 予こで、

へ推古元年当時、押坂彦人大兄皇子は御健

在(子) 田村皇子を御自分の子で

あると公言された(認知)

と考えました。

とはいえ、日本書紀の編纂者たちは、

と

2120

43

2120

へ推古朝の初めに立てられた二人の皇太子  
 子に、西の国の太子<sup>ひつぎのみこ</sup>房人皇子<sup>ふさひとのみこ</sup>と、  
 かつ、西の国の太子<sup>ひつぎのみこ</sup>房人皇子<sup>ふさひとのみこ</sup>と、  
 とを割愛したの<sup>かた</sup>であらう。に関する一切<sup>いっさい</sup>合切  
 と想像される。  
 ■次のように推察<sup>すいさつ</sup>されて<sup>み</sup>左<sup>ひだり</sup>に。  
 (1) 推古十年(六〇二)二月頃、太子房人皇子  
 は、新羅を撃つ<sup>う</sup>大將軍<sup>たいしやうぐん</sup>に任命<sup>にんめい</sup>され、  
 一また、聖徳太子の同母弟<sup>どうぼてい</sup>である<sup>くめのみ</sup>来目皇<sup>くめのみ</sup>  
 子<sup>こ</sup>は、推古紀十年二月一日条<sup>たいごきじゅうねんにがついちにちじょう</sup>に、  
 尚、推古紀十年二月一日条<sup>たいごきじゅうねんにがついちにちじょう</sup>に、  
 来目皇子<sup>くめのみ</sup>をもて新羅<sup>しんら</sup>を撃つ<sup>う</sup>將軍<sup>しやうぐん</sup>とす<sup>し</sup>  
 と<sup>の</sup>明記<sup>めいき</sup>されている。  
 (2) 推古十一年(六〇三)二月頃、  
 新羅<sup>しんら</sup>を征つ<sup>せい</sup>大將軍<sup>たいしやうぐん</sup>・来目皇子<sup>くめのみ</sup>  
 ① 大將軍<sup>たいしやうぐん</sup>である太子房人皇子<sup>ふさひとのみこ</sup>と、  
 ② 將軍<sup>しやうぐん</sup>である来目皇子<sup>くめのみ</sup>と、  
 の二人<sup>ふたり</sup>が<sup>あ</sup>いつりて<sup>あ</sup>薨去<sup>こうきよ</sup>されたの<sup>かた</sup>であらう、  
 と思<sup>おも</sup>わ<sup>れ</sup>る。卷頭<sup>まげ</sup>の第10表<sup>だいじゅうひょう</sup>へ六〇三年<sup>ろくじゅうねん</sup>、  
 末尾<sup>まへ</sup>の年表<sup>ねんひょう</sup>へ六〇二年<sup>ろくじゅうにねん</sup>・六〇三年<sup>ろくじゅうねん</sup>において  
 既述<sup>きじゆつ</sup>

「四天王寺」 ②2475<sup>P-2/2</sup>  
 ③3604<sup>P-1/4</sup> 紀下174<sup>P</sup> 5行  
 ④3992<sup>P</sup> ⑤2685<sup>P-5/5</sup>  
 ⑥3620<sup>P</sup>

3,575<sup>P</sup> - 1/5

車宮 ①3576<sup>P-3/3</sup> 14ppかん  
 ②1564<sup>P</sup> ③3583<sup>P</sup> 弱冠 ④1033<sup>P</sup> 593 20才  
 「ヒコウ」 ⑤3568 ⑥3573<sup>P-1/3</sup> 574 1  
 19 19

東宮とうぐう (厩戸豊聰耳皇子うまやとのとよとみのみこ)

四月十日に東の「日辺日本国」の

推古元年(五九三)に皇太子としてお立ち  
 になった厩戸豊聰耳皇子は、このとき弱冠二  
 十歳であつた。

とこのころで、「皇太子」のき別名べつめいを「東宮」  
 とあ稱しょうする。

昔、皇太子の宮殿が皇居の東にあつたから  
 皇太子のことを「東宮」と呼ぶようになった

のだという。「広辞苑」へ東宮とうぐう参照

厩戸豊聰耳皇子はまさしく、天上の国の皇  
 居の東の「日辺日本国」の宮へすなわち「東

宮」におりて、「皇太子(東宮)」とし  
 ての任務につかれたのだつた。

是歳(五九三)、四天王寺を造り始めた。

推古紀元年是歳条に、  
 「是歳、始めて四天王寺を難波の荒陵に造

る

田3685<sup>p</sup>-5/5

無理

3,575<sup>p</sup>-2/5

四天王寺西門(田)2475<sup>p</sup> 紀F558<sup>p</sup> 注7 藤原上56<sup>p</sup>  
① 2472<sup>p</sup>  
② 2620<sup>p</sup>

と記されている。  
 ・もつとも、上宮聖徳太子伝ほけつぎ神ほけつぎ關ほけつぎ記ほけつぎなどほけつぎに、  
 難波ななわの四天王寺してんのうじは、はじめ、玉造たまつくりの東ひがしの  
 岸きしに造つくられた。  
 とある。  
 ・四天王寺してんのうじ創建けんけんの地ちという玉造たまつくりは、いまの大  
 阪城おさか付近ひょうふといわれている。しかし、旧寺地きゅうじちの  
 確認かくんはされておらず、移転いってん説せつの真否まひはわから  
 ない。〔日本書紀し〕(下)日本古典文学大系、  
 岩波書店、五五八頁、補注二一―七参照。第  
 三十九章さんじゅうくわん八はち甚おそろ陵りやうの項こうにおいて既述きじつ  
 これまで幾度いくども述べてきたように、日本  
 書紀しよきの編纂者へんさん達は、  
 八年代はちんだいの異なる二つの類似るいじした出来事できごとを  
 くっつけ合わせ、あたかも一つの出  
 来事できごととして、~~記述~~記述きじつする、という手法てい  
 を多々採用さいようした。  
 ように見受けられる。  
 ① 推古元年すいこねん(五九三)、~~媛~~媛ひめめて四天王寺してんのうじを王たま

紀F 5P

いしやん  
— 155 か? 推古の年ごころ? 紀下194  
④ 4127-1/3

3,575<sup>r</sup> - 3/5  
みまき 2015  
陵、皇陵  
「陵墓」のふか良い。

造の東の岸に造った。  
②その後、始めて四天王寺を難波の荒陵に造  
つた、

と解すべきなのかも知れない。

(五九三)

推古紀元年九月条に、

「橘豊日天皇（用明天皇）を、河内磯長陵

に改め葬りまつるし  
とある。

・陵墓要覧は、この陵墓の所在地を「大阪府

南河内郡太子町春日とずる。

「か」ならから、先に述べたように

へ用明上皇は、この当時、ご健在であつた

ろうろろ

と挿入する(第六十七章用明天皇退位の項参照)

・つまり、推古元年に、用明天皇の陵墓を改

葬するなどということはあり得ない、と思ゆ

れろ。

・とすると、一体どうしたわけで、このよう

3,575<sup>P</sup>-4/5

818173  
3576<sup>P</sup>-2/3

アイト  
日記

な記事が推古元年条に配はいされているのだらう

か ~~ある~~ ~~か~~ ~~は~~ ~~な~~ ~~ら~~ 時間じかんの隔へだたった二つの似にた

ような出来事できごとが一つにまとめられ

球たまごべられているのかも知しれない。

(2) いや、一巡いちじゆん数巡すうじゆん繰くり上あげて記き述じゆつされ

ているのもは知しれないからうか

などとも想さう象ざうされるか、詳しゆ細さいいことは分わらな

い。

(\*)

九月

よかも知しれない。  
「てはなからうか」

3,575<sup>P</sup>-5/5

③3324<sup>P</sup>5行

③3573<sup>P</sup>10行

日本霊異記83<sup>P</sup>

雲仙岳の噴火③3319<sup>P</sup>

③3327<sup>P</sup>1/3 猫似え

たのであろう。

肺<sup>いぶ</sup>の待者<sup>まちやう</sup>（大<sup>たい</sup>切<sup>せつ</sup>な補<sup>ほ</sup>佐<sup>さ</sup>官<sup>くわん</sup>）として重<sup>ちゆう</sup>用<sup>よう</sup>され

像<sup>ぞう</sup>を造<sup>つく</sup>った信<sup>しん</sup>仰<sup>やう</sup>心<sup>しん</sup>厚<sup>あつ</sup>い大<sup>おほ</sup>伴<sup>とも</sup>屋<sup>や</sup>栖<sup>す</sup>古<sup>こ</sup>の連<sup>むらじ</sup>の公<sup>きみ</sup>を以<sup>もつ</sup>

とある。

敏<sup>みん</sup>達<sup>たう</sup>天<sup>てん</sup>皇<sup>かう</sup>の御<sup>み</sup>代<sup>しろ</sup>に海<sup>かい</sup>中<sup>ちゆう</sup>に往<sup>ゆ</sup>きて楠<sup>くすのぎ</sup>を得<sup>え</sup>、仏<sup>ぶつ</sup>

太子<sup>たいし</sup>とす。即<sup>すなは</sup>ち（大<sup>おほ</sup>伴<sup>とも</sup>）屋<sup>や</sup>栖<sup>す</sup>古<sup>こ</sup>の連<sup>むらじ</sup>の公<sup>きみ</sup>を以<sup>もつ</sup>

て太子<sup>たいし</sup>の肺<sup>いぶ</sup>の待<sup>まち</sup>者<sup>やう</sup>とすし

推<sup>すい</sup>古<sup>こ</sup>元<sup>げん</sup>年<sup>ねん</sup>四<sup>し</sup>月<sup>げつ</sup>十<sup>じゆ</sup>日<sup>にち</sup>、既<sup>う</sup>戸<sup>ま</sup>皇<sup>やとのみ</sup>子<sup>こ</sup>を立<sup>た</sup>てて皇<sup>みかど</sup>

な お、第<sup>だい</sup>六<sup>ろく</sup>十<sup>じゆ</sup>五<sup>ご</sup>章<sup>ちやう</sup>へ雲<sup>うん</sup>仙<sup>せん</sup>岳<sup>だけ</sup>の噴<sup>ふん</sup>火<sup>か</sup>の項<sup>こう</sup>に

おいて述<sup>の</sup>べたとおり、日<sup>に</sup>本<sup>ほん</sup>靈<sup>りやう</sup>異<sup>い</sup>記<sup>き</sup>（上<sup>じやう</sup>）第<sup>だい</sup>五<sup>ご</sup>話<sup>わ</sup>に

\*

③3327<sup>P</sup>1/3 18行

③3319<sup>P</sup> -1/2

③3325<sup>P</sup>10行

145行  
大カ721  
紀下174P 1210

解説  
板69  
3.576P-1/3

12P 174P #上下125P  
大カ721 宇台谷下80P

紀下174P ~5P  
359  
紀下174P

「よびかかっている」145行

（翌年）

等与刀弥々大王

推古紀二年（五九四）二月一日条に、こ

う

二年春二月丙寅朔、詔皇太子及大臣、令

興隆三寶。是時、諸臣連等、各為君親之恩、

競造佛舍。即是謂寺焉。

通常、

推古天皇は、皇太子（厩戸豊聰耳太子）

と大臣（蘇我馬子宿禰大臣）とに詔して、三

室（仏教）を興隆せしめられた。是の時、諸

の臣・連たちは、それそれ、君や親の恩にむ

くいるため、それぞれに佛舎を造った。これを

寺と謂う。

と解説されてる。

なるといふ、そういう意味なのかも知れない。

なお、三寶とは、

仏・法・僧を云い、仏教のことである。

という。『日本書紀』(F)日本古典文学大系

岩波書店、一七四頁注一〇。『大辞典』上田

万年、講談社へ三寶参照。

（）



東宮 皇居味 3575<sup>P</sup> - 1/5 転

東宮 3575<sup>P</sup> - 1/5

9100 紀下155<sup>P</sup>注21  
日本書紀 藤原上474<sup>P</sup> 5744<sup>P</sup>  
81<sup>P</sup>

9100 3539<sup>P</sup> 3542<sup>P</sup> - 4/5  
HV ~ 5/5

考え → 2行  
3,576<sup>P</sup> - 3/3

の元年とされたのであろう  
と考えてみた。 かんかん

米

日辺日本国の大王となられた等与刀弥々大  
王は、蘇我馬子宿禰大臣らと共に、日東宮  
へ日辺日本国の宮へ下って行かれたよう  
に推察される。  
因みに 参考迄に述べると、日日本靈異記に

3580<sup>P</sup> 4/5

第五話に、

「東宮とは、日本の國なりし

と記されている。

なるほど現在、

日東宮は、日皇太子の称、日皇太子

の宮殿のことである

とされている。(「広辞苑」へ東宮参照)

とはいえ、ひまるとしたら、往古には、

日東宮は、日東の日辺日本国のみならず

日東の日辺日本国の宮殿をも指していた

天つき  
改行

3.577<sup>p</sup> - 1/2

3.580<sup>p</sup> - 3/4

3.577<sup>p</sup> - 1/2

の <sup>た</sup>かも知れな<sup>い</sup>い。  
但し、推古紀二年条以後にお<sup>い</sup>りても <sup>聖</sup>使

太子のことが、  
皇太子

と記されてい<sup>る</sup>。

(1) あるいは、  
「かつての(推古元年の)皇太子」

という意味であろうか。

(2) それとも、

東の<sup>ひがし</sup>日<sup>ひ</sup>辺<sup>が</sup>日本<sup>こ</sup>国の<sup>みや</sup>宮<sup>ま</sup>に<sup>ま</sup>坐<sup>ま</sup>す大王(天皇)

東宮

と記すべきところを、  
「日本書紀の編纂

者達は、思うところがある、  
あえて間違えて

皇太子と述べたのであ<sup>ら</sup>うか。

(3) いや、

「等与刀弥々大王が、  
後年自ら退位<sup>し</sup>て

皇太子に<sup>つ</sup>位<sup>に</sup>お<sup>つ</sup>き<sup>な</sup>ら<sup>れ</sup>た<sup>の</sup>で、  
皇太

子を<sup>さ</sup>逆<sup>さ</sup>り<sup>く</sup>、  
皇太

子<sup>ら</sup>と<sup>い</sup>記<sup>さ</sup>述<sup>じ</sup>した<sup>の</sup>で<sup>は</sup>な<sup>か</sup>ら<sup>う</sup>か

などとも想像される。

ともあれ、

→ 45行

(こ)

3,577<sup>p</sup> - 2/2

傳人の  
本意云2053<sup>9</sup>  
もとの心  
本意の意

へ日 天皇 (大王) と見せられるとは  
聖徳太子御自身の本意でなかつたのだ  
と  
あろう  
と思われ。

\*

本意  
もとの心  
本意の意  
真意

書きしるすのは

45.1.3 (日) 紀下155  
注22

紀下155 注24  
凡例265  
藤原476  
3,578P

并  
大木  
732  
紀下155  
藤原474

172の3576 1/3 25

では、藤原豊聰耳皇子が曰大王と

あつたことを示唆する文献について見てみる

ことによつて、元興寺大六光背銘に、日等与刀弥々大王と

とある。(一)日本書紀(下)日本古典文学大系、

岩波書店、一五五頁注二一。聖徳太子伝

(上)藤原猶雪、臨川書店、四七四頁、元興寺伽

藍縁起并流記資財帳(参照) 第三編において既に

この銘文は、聖徳太子が一時期、曰大王と

であったことを示しているのであろう。

(二)播磨国風土記、印南郡大國里条には、曰聖

徳の王の御世とある。

(三)新紀所引伊予国風土記逸文に、曰上

宮聖徳皇曰法王大王とあり、伊予の湯

(温泉)に幸行された五度の天皇等(七人の天皇)の

うちの一人として述べられている。(荒筋第三編におき

④)また、用明紀元年一月一日条には、曰豊聰

耳法大王曰法主王とあり、法起寺塔露

上宮聖徳法王

ニキ 姫

紀下 172 末

おひきみ 239

20x20 行王

新02-199

(第10巻) 38

新02-199

字の向の

あぶら 30P  
字 30P  
⑤ 3581P-3/5

3,579P-1/2

秋支録 90P

紀上226注は

天のき  
改行

□ 聖徳法王正統記 □ 上宮聖徳法王正統記とある。

(「日本書紀」(F)日本古典文学大系、岩波書店、一五五頁庄ニ参照)

⑤ そとて、隋書倭国伝にはこう記されている。

「開皇二十年(隋の高祖文帝の年号、推古

八年、西暦六〇〇年)、倭王あり、姓は阿每

字は多利思比孤、阿輩雞彌と號す。使を遣わ

して謁(隋都長安)に詣る。云々」

ここに、姓は阿每、字は多利思比孤、阿輩

雞彌とあつて注目される。

「天の足彦(帶彦)、大君(あるいは天君)」

の意であらうか、という。

もつとも、足彦(帶彦)は男性のよびかた

であつて、女帝の推古天皇のことを多利思比

孤と記すはずはない。

そこで、從來

① 第一。推古天皇のつぎの舒明天皇(息長足

日廣額)と混同した。

② 第二。この時の使者を小野妹子とし、その

出自は孝昭天皇の皇子天足彦國押人命である

から、こゝれと混同した。天押帶日子命

などといわれ、岩波文庫、四三七〇、七〇頁参照)



紀下 180<sup>f</sup>

208<sup>p-3/</sup>

古来の習わし  
3580<sup>p-3/4</sup> タグ

3,580<sup>p-1/5</sup>

5 file 3580<sup>p-1/4</sup>

208<sup>p-3/</sup>  
新(1)-180<sup>p</sup> **改行**

■ 因みに述べると『推古紀』十一年(六〇三)十一月

たのむのならば、一、一、一、この広隆寺の習わしは

■ 聖徳太子が天皇位に即かされたこと加無かつ

と、いうのである。『豊後第三編(第三期)』(朝野群載)

が、等の習わしになつてゐる。聖徳太子像の着衣を着せ替えるの

の際に身につけられた衣服の複製品を新調

し、聖徳太子像の着衣を着せ替えるの

の際に身につけられた衣服の複製品を新調

同文 3580°-1/5 208°-6/7  
1457~

208°-7/7  
3,580°-2/5

要項表!  
3604 3841 あたり  
3577 1/2  
3606 3/4  
蜂岡寺 3608° -44  
3838° 208°-3/ 紀下180°  
12.50M

一日条によると、

「聖徳太子が所有しておられた尊い仏像

(弥勒菩薩像) をもらい受けた秦造河勝が、

現在の広隆寺の前身である蜂岡寺を造った

という。

そして、聖推古紀十二年(六〇四)正月一日

「始賜冠位於諸臣、各有差」

察するところこの時、等与刀弥々大王は、天皇

位を返上して、推古天皇の「一朝の世」を

現され、自ら太子の位にお即きになったので

「秦造河勝が尊い仏像をもらい受けたのは、

等与刀弥々大王が天皇として在位中のことだ

った。

ということになる。

とすれば、広隆寺で

「新天皇御即位の後、即位の礼

の際に身に付けられた儀服の複製品を天皇から賜

り、聖徳太子像の着衣を着せ替えるのが、

習わしになっている。広隆寺

という現実も、すなおに首肯し得るようと思

われる。

13.50M  
「始めて冠位を諸臣に賜ふこと各(差有り)」

『新・やまと物語』第一巻、180頁下段左～181頁上段と 3,580<sup>7</sup> - 3/5  
同文です。

1520 900  
621 1  
899 899

■もしもそうなら、  
 〔等与刀弥々大王は、「天皇として」在位中の末頃、秦造河勝に尊い仏像を譲り与えられた〕  
 ということになる。

■とすれば、  
 〔「新天皇の即位の度毎に」『即位の礼』において身に付けられた儀服の複製品（聖徳太子像の身の丈にぴったりの複製品）を新調し、広隆寺へ贈進して、——『聖徳太子像』（天皇であつた当時の御姿の像）の衣服を新たに作る〕  
 という古来の習わしも、すなおにうなずけるように思われる。

①広隆寺の『年譜』によると、後柏原天皇の永正十七年（一五二〇）に、「聖徳太子九百年御忌厳修」（太子六二二年薨去（紀）を一年目として数えると、一五二〇年は九百年忌に当る）が執り行なわれたといい、……この仏事を契機として、これ以降、歴代天皇の着衣が贈進されてきたようである。  
 ②後奈良天皇・後水尾天皇・後西天皇・東山天皇・中御門天皇・桜町天皇・後桜町天皇（女帝）・光格天皇・仁孝天皇・明治天皇・大正天皇・昭和天皇・今上天皇より、太子像に即位御衣が御贈進された、という。（「廣隆寺」広隆寺発行の解説書、三二頁参照）

『新・やまと物語』第三編【第三期二朝時代】において既述

300- 150% up

972  
歌 01-178<sup>7</sup> 180~181<sup>7</sup>

③3852' 2001 ④3842P 推古12正月日に冠を始めて端心  
 ④3594-1/2 ④3604-2/3表 603 30才 603 32才 勘定 493'  
 未。推古11年603年に即位か? 29 29 574 1 572 1 31 31  
 ④3643 3,580-4/5 ④3838 太子の誕生の年

④3580' の 3/4 孫物  
 ④3474' 日本社寺 382'  
 太子の誕生の年

④3858' - 1/3 太子  
 ④3857' 太子の誕生の年  
 ④3580' 1/5 2257

④3576' - 3/3

また、参考までに述べると、次のように  
 いわれている。  
 隆寺の太子堂は、一に上宮王院と  
 本寺の本堂にいて、聖徳太子三十三  
 歳自作等身の木像を安置し、衣冠は歴世朝廷  
 より密進せらるる定めなり。現今の堂宇は、  
 享保五年（一七二〇）の再建に係る  
 隆寺（参考）  
 表造河勝が仏像（弥勒菩薩像）をもらい受  
 けたとされる推古十一年（六〇三）当時、等  
 身刀弥々大王の年齢は、  
 ①敏達元年（五七二）生れとすると、三十二  
 歳であった。  
 ②敏達二年（五七三）生れとすると、三十一  
 歳であった。  
 ③敏達三年（五七四）生れとすると、三十歳  
 であった。  
 という計算になる。  
 つまり、  
 推古十一年（六〇三）の時点では、①②

③ 3643<sup>p</sup> 604 31  
574 1  
30 30

③ 3579<sup>p</sup> 2/9折  
3,580<sup>p</sup> 5/5  
604 33才  
572 1  
32 32

同文 ③ 3858<sup>p</sup> 3/3

③ 川がれの場合も、等与刀弥々大王は三十三歳に達しておられない。ということがある。

■ あるいは、広隆寺の聖徳太子像は、等与刀弥々大王が、王位を辞退して太子になられたと思われ、推古十二年(604)四月一日の、未だ大王であった時のお姿を示しているのかも知れない。

と想像される。(巻頭の第10表参照)

● すなわち、

等与刀弥々大王としての最後の年が推古十二年(604)であり、この時の年齢は、敏達元年生まれとして算出すると三十三歳であった。(五七二)

ということがある。

● あるいは、実際には、厩戸皇子は敏達三年(五七四)生まれであって、等与刀弥々大王は、推古十二年(604)三十一歳の時に大王の位を返上された。

そのうち1287  
総裁 後指に裁決する

→ 562.11.7(土)

3,581<sup>P</sup> - 1/5 紀下172<sup>新</sup>

ねんどう  
年頭 7/1734<sup>ア</sup> 3852<sup>ア</sup> タイトル 3857<sup>ア</sup>  
年々始め 3858<sup>ア</sup> 1/3 推古12年正月10日に冠位を  
始めて賜ふ。

4/18 下4/16

と想到される。(第七十三章へ推古十二年正  
月一日の項において詳述したい)

へ広隆寺に安置されていり、聖徳太子像の  
項において詳述したい)

第三期二朝時代

ともあれ、  
厩戸豊聰耳皇子は、推古元年(五九三)  
四月十日に古来の手順を踏んで東の日本  
辺日本国の日皇太子となり、その後  
翌五九四年であらうか、東の日本  
国の大王等与刀弥々大王(阿毎の多利  
思比孤・阿輩羅彌)になられた

と解してみたい。

こうして、長らく続いていた二朝時代の慣  
例はさらに踏襲され、ここに三度目の二朝  
時代(第三期二朝時代)が始まったように  
推察される。(第1表参照)

米

see! 次頁 隋書後口位 179へ

日天は兄、日日は弟

その昔、応神天皇が、東の日日辺日本国

(近畿)へ天降りされた当時、西の

日天上の国(九州)には、天照大神(神功

皇后)がおられたことであらう。(既述)

日天は元、応神天皇は、日日辺日本国(近

畿)のみならず、日天上の国(九州)

をも統括した政治を行われたように見受けられ

および太子彦人皇子

西の日天上の国(九州)

の、神功皇后に相当する、推古天皇は、

秀でた才能を示される東の、等与、刀弥々大王

に、日天上の国。日日辺日本国(全土)にわ

たる、萬機を以て悉に委ねられたのかも知れ

推古紀元年四月十日条には、

推古元年四月十日、厩戸皇子が日日辺日

本国の皇太子として立たれた時点におけ

日辺日本国内の、萬機の委任

「小町」62下  
 4770K  
 H16.11.18  
 3579  
 3579

3.581<sup>P</sup> - 3/5  
 紀下173<sup>P</sup>  
 紀下172<sup>新</sup>  
 3573<sup>P</sup> - 1/3  
 3576<sup>P</sup> - 1/3

②推古二年二月一日 厩戸皇子が日日辺日本国の大正として即位された時点の双方の「萬機」の委任が、とりまとめて記載されているのであろうと思われ。既述）  
 録攝政らしむ。萬機を以て悉に委ぬしとある。（既述）  
 推古紀元年四月十日条には、  
 傳山開皇二十年（推古八年、西暦六〇〇年）  
 条に、この「書」記されている。  
 隋に遣わされた倭王の使者が、  
 倭王は天を以って兄と爲し、日を以て

「よろづのまつりごと」  
 万機の委任ハ日本全土の委任

て悉く委ねようし  
 我が弟(日辺日本国の大王)に萬機を以  
 天皇は、便ち理務を停め、  
 利思比孤大王(リ等与刀弥々大王)が即位さ  
 した時、  
 時、つまり日辺日本国に総明の上、  
 出でて政を聴き、  
 つまり未だ蒙昧であつた頃には、兄が(朝座  
 に)出でて政を聴き、  
 と為してまいりました。天未だ明けざる時、  
 から以降、天(西方の大倭国)を以つて兄  
 と為し、日(東方の日辺日本国)を以つて弟  
 と為してまいりました。(第1表参照)  
 倭王は、古来(第二期二朝時代)になつて  
 かし、  
 といふたものではある。  
 倭王の使者は、なんとも訳のわからな  
 と言つたというのである。  
 理務を停め、云う我が弟に委ねんと  
 踏(あぐら)して坐し、日出おれば便ち  
 弟と為す。天未だ明けざる時、出でて政を聴  
 き、  
 踏(あぐら)して坐し、日出おれば便ち

H30(2018) 9.14(金) ~ 9.15(土)

正 3/4

3,581<sup>P</sup> - 5/5

同 3783<sup>?</sup> (ニ)

みらい。

\*

とおっしやったのでした  
 という(こ)とを、使者は言(い)いた(か)った(の)で(は)な  
 いただろうか。  
 隋書海国伝に(つ)いて(は)、追(つ)って(詳(く)見(て